

インフルエンザ予防接種

定期的に通院されている方、特定健診、がん検診がまだお済でない方は、同時に行うことが出来ます。予約は必要ございませんのでご受診の際に窓口にてお申し出下さい。今年度は6か月から65歳未満の方も千葉市の公費の適用となります。



◆ インフルエンザ予防接種のみの方は予約制となります。

	午 前	午 後	夜 間（10才以上）
月	08：45～09：00		
火			18：00（3才以上可）
水	08：45～09：00		18：00
木	08：45～09：00	13：45～14：00	18：00（3才以上可）
金			18：00（3才以上可）
土	08：45～09：00	13：45～14：00 第1・3・5	
日	08：45～09：00	14：00～14：30 第1以外	

料 金

注：3才未満の方は予防接種を行いません

☆65歳以上の千葉市民の方・公費

自己負担 1,800円

- ① 生活保護受給者の方は無料になります。
生活保護受給証明書を（区役所で発行）
ご持参ください。
- ② 市民税非課税世帯の方は無料になります。
令和2年度介護保険料決定通知書のコピー
をご持参ください。介護保険料の保険料
段階が1～3の方は負担金が免除となり
ます。 →裏面をご覧ください
- ③ 60歳～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸機能、
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身
体障害1級相当の障害のある方は負担金が
免除となります。

* 友の会割引はございません。

☆65歳未満の方、千葉市民以外の方

- ① 13歳以上の方は1回接種です。

◆1回 3,600円（税込）

- ② 13歳未満の方は2回接種です。

（2回目は2～4週間あけて行います）

◆2回目 3,100円（税込）

※1回目を他院で接種した方の、当院での
2回目は、3,600円（税込）となります。

* 友の会割引 1回目 3000円

2回目 2500円

友の会の会員証を一緒にご提示下さい。
当日ご入会も出来ます。

☆生後6か月～65歳未満の千葉市民の方

今年度は千葉市の公費が適用となります。

◆窓口支払い額 3600円

◆実質負担額 1800円

千葉市に申請し償還払いの手続きが必要です。

13歳未満の方は、2回の接種の合計金額から
1800円を引いた金額（3000円が上限）です。



介護保険料決定通知書のイメージ

1ページ

令和2年度 介護保険料算定の基礎（市民税課税状況に基づき保険料は算定されます。）

被保険者氏名	
被保険者番号	

算定 根拠	あなたの市民税課税状況
	世帯の市民税課税状況
	あなたの課税年金収入額
	あなたの市民税合計所得金額※

※特別控除額を控除した額を記載しています。また、保険料段階が第1から第5段階の方については、公的年金に係る雑所得を控除した額を記載しています。

算定 基礎	保険料段階	年間保険料額(円) ①	月数 ②	保険料額(円) ①÷12×②

【賦課根拠】 介護保険法第129条及び千葉市介護保険条例

【賦課期日】 4月1日（介護保険法第130条）

【月賦賦課について】

年度途中で65歳になった方や転入・転出・死亡した方の保険料は、資格を取得した月から、当該年度末（3月）、または資格を喪失（転出・死亡）した月の前月までの月数に応じて計算します。（千葉市介護保険条例第5条）

計算式

$$\text{保険料額} = \frac{\text{所得段階別 年間保険料額}}{12\text{か月}} \times \text{資格を取得した月から当該年度末（3月）、または資格を喪失した月の前月までの月数}$$

※千葉市に転入された方などで被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になることがあります。確定後に保険料段階に変更が生じる場合は、変更通知書でお知らせします。

<通知書の確認事項>

- 1 当該事業年度であること。
- 2 住所が千葉市であること。
- 3 発行者が千葉市の場合は、保険料1・2・3のいずれかであること。
- 4 発行者が千葉市以外の場合は、保険料1・2・3のいずれかであること。ただし、発行者により保険料段階の定めが異なるため、4以上の場合は、保健所感染症対策課に問い合わせること。

令和2年度のもので
1～3の方が対象です